|  |
| --- |
| **４９０１．包括保税運送申告** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＴＤＣ | 包括保税運送申告 |

１．業務概要

包括保税運送申告を行う。

システムでは、申告内容に基づき、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。

「簡易審査扱い」に選定された申告は、即時に承認となる。

「書類審査扱い」に選定された申告は、税関が行う「包括保税運送申告審査終了（ＣＥＨ）」業務により承認となる。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

また、承認期間終了前に継続して行う場合の包括保税運送申告（以下、継続申告という。）も本業務で行う。

２．入力者

（１）航空の場合

航空会社、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場

（２）海上の場合

通関業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、ＣＹ、ＮＶＯＣＣ、海貨業

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②継続申告を行う場合は、当該申告者と包括保税運送ＤＢに登録されている包括保税運送承認を受けた者が同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）時間外執務要請届情報関連チェック

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、以下のチェックを行う。

①当該申告分の時間外執務要請届ＤＢが存在すること。

②本業務が行われた時刻が、時間外執務要請届の届出時間帯であること。

（４）包括保税運送ＤＢチェック

（Ａ）当初申告の場合

なし。

（Ｂ）継続申告の場合

①入力された包括保税運送承認番号が包括保税運送ＤＢに存在すること。

②本業務の入力日が現在の包括保税運送承認期間内であり、かつ現在の包括保税運送承認期間終了日の１４日前以降であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）包括保税運送申告番号の払出し処理

（Ａ）当初申告の場合

申告を受け付けた場合は、包括保税運送申告番号を払い出す。

（Ｂ）継続申告の場合

なし。

（３）申告官署決定処理

発送地の保税地域を管轄する税関官署を申告官署とする。

（４）審査区分選定処理

申告内容に基づき、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」に選定する。

（５）包括保税運送ＤＢ処理

（Ａ）当初申告の場合

申告内容を包括保税運送ＤＢに登録する。

なお、「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。

（Ｂ）継続申告の場合

継続申告の旨を包括保税運送ＤＢに登録する。

なお、「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。

（６）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 包括保税運送申告控情報 | 「書類審査扱い」に選定された | 入力者 |
| 申告税関  （保税担当部門） |
| 包括保税運送承認通知情報 | 「簡易審査扱い」に選定された | 入力者 |
| 包括保税運送承認情報 | 「簡易審査扱い」に選定された | 申告税関  （保税担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「簡易審査扱い」に選定された場合  （２）申告税関官署と到着地税関官署が異なる | 到着地税関  （保税担当部門） |
| 「簡易審査扱い」に選定された場合 | 発送地の保税地域＊２ |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「簡易審査扱い」に選定された場合  （２）入力された到着地がシステム参加保税地域＊１である | 到着地の保税地域＊２ |

（＊１）システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

（＊２）発送地と到着地が同一の場合は１通のみ出力する。